

答 申

第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、平成24年3月17日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、「幼児のおむつ交換をするための行為が道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第26条の3の2第3項第5号で規定する「日常生活上の世話」に該当するか否かについて、奈良県警察本部及び警察署での検討状況が分かるもの」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成24年4月4日、実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書を作成又は取得していないため不存在として、行政文書の不開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、平成24年5月21日、本件決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、実施機関の上級行政庁である奈良県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、本件決定の取消しを求める審査請求を行った。

4 諮 問

平成24年5月31日、諮問実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求に係る諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

原処分を取り消し、「対象文書の全部を開示する。」との裁決を求める。

2 審査請求の理由

（1）交通指導課に関する文書

奈良県〇〇警察署〇〇警部補は、幼児のおむつを交換する行為に対して、道路交通法（昭和35年法律第105号）上免除規定はないと主張し違反告知を行って

る。この件について、審査請求人は、おむつを交換する行為は、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「施行令」という。）第26条の3の2第3項第5号に規定する「日常生活上の世話」に該当し違反告知を受ける理由はないものと考え、これまで警察法（昭和29年法律第162号）に基づく苦情申出制度や奈良県情報公開条例、奈良県個人情報保護条例（平成12年3月奈良県条例第32号）での不服申立て制度を活用してきたところである。

このような状況の中、幼児のおむつを交換する行為が「日常生活上の世話」に該当するか否かについて、交通指導課が何ら検討を行わないことはあり得ない。

よって、実施機関は、不開示決定を取り消すべきである。

（2）交通指導課以外に関する行政文書

別添の決定書によれば、実施機関、交通指導取締りの事務を所掌しない主管課以外の部署に関する行政文書は開示義務がない旨主張されているものと推測される。

しかしながら、実施機関は、条例第7条各号に定める不開示情報に該当しない限り開示請求に対する行政文書の開示義務を負っており、同条各号には、実施機関が主張するような事務を所掌しない部署に対する開示請求に対して開示義務が免じられるような規定はないことから、本件不開示決定には重大な瑕疵があるものと言わざるを得ない。

審査請求人は、「奈良県警察本部長及び警察署での検討状況が分かるもの」と部署を指定して開示請求していることから、奈良県警察本部長は、自動車警ら隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊、奈良警察署、奈良西警察署、生駒警察署、郡山警察署、西和警察署、天理警察署、桜井警察署、宇陀警察署、田原本警察署、橿原警察署、高田警察署、香芝警察署、五條警察署、吉野警察署及び中吉野警察署を主管課とする開示等の処分を行うべきである。

第4 諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関が、理由説明書及び口頭理由説明において説明している本件決定の理由は、おおむね次のとおりである。

1 理由説明書

（1）交通指導課の決定について

施行令第26条の3の2第3項第5号には、具体的に「「運転者以外の者が授乳その他日常生活上の世話（幼児用補助装置を使用させたままで行うことができないものに限る。）を行っている幼児を乗車させるとき」は道路交通法第71条の3第3項ただし書にある「やむを得ない理由があるとき」に該当し、幼児用補助装置の使用義務が免除されると明記されている。

これは交通取締りの対象から除く免除規定の基本的な考え方や方針等について国が示しているものである。更に、警察庁では施行令第26条の3の2第3項第5号に規定する「日常生活上の世話」について、同庁のホームページにおいて、「運転者以外の者が、幼児用補助装置を使用させたままでは幼児に授乳、おむつの交換等の日常生活上の世話を行うことができない場合について幼児用補助装置の使用義務を免除する・・・」と記載した文書を公開しているように、従前から、「幼児のおむつを交換する行為は、日常生活上の世話に該当する。」と判断しているので、改めて奈良県警察本部や各警察署において検討を加えることもない。

以上のことから、審査請求人の求める行政文書は存在せず、本件処分を行ったものである。

(2) 交通指導課以外の所属について

行政文書の開示請求があった場合、実施機関は請求内容を精査した上で、担当主管課を特定することとなる。

本件請求内容に係る施行令等には、前述のとおり日常生活上の世話の判断基準が明確に規定されており、奈良県警察本部の各所属や警察署において個別に検討すべき性格のものではない。

このことから、奈良県警察本部で交通指導取締りに関する事務を所掌する交通指導課を主管課として特定し、行政文書開示請求書の担当する主管課の名称欄にその旨を明記の上、請求者に当該請求書の写しを返送した後に、上記理由を基に本件決定を行ったものである。

これに対し審査請求人は、本件処分について実施機関に不作為があるとして本件異議申立てを行ったものであるが、実施機関は、上記の理由から異議申立ての前提となる不作為が存在しないとして本件異議申立てを却下すると決定書を送付したものである。

しかるに、審査請求人はこの決定書の中に記載された決定の理由を「奈良県警察本部長は、交通指導取締りの事務を所掌しない主管課以外の部署に関する行政文書は開示義務がない旨主張されているものと推測される。」と甚だもって恣意的に事実を曲解して本件審査請求の理由とし、自動車警ら隊以下18所属を列挙し、開示等の処分を行うべきであると主張している。

しかしながら、この理由付けについては前述したとおり、異議申立ての前提となる不作為が存在しないとして本件異議申立てを却下していることから本件審査請求の理由にはそぐわないものである。

(3) 結語

以上のことから、実施機関が行った本件決定は妥当なものであり、審査庁である公安委員会としては、本件決定について原処分維持が適切と考える。

2 口頭理由説明

幼児用補助装置の装着義務につきましては、警察庁のホームページでも示されており、公になっている解釈について奈良県警察が独自に検討を加える余地はなく、その必要性もない。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない

ない。

したがって、当審査会は県民の行政文書開示請求権を十分尊重するという条例の趣旨に従い、諮問実施機関の意見聴取のみにとどまらず、審査に必要な関係資料の提出を求め、当審査会により調査を行い、条例の適用について判断することとした。

2 行政文書の不存在について

審査請求人は、「幼児のオムツ交換をするための行為が施行令第26条の3の2第3項第5号で規定する「日常生活上の世話」に該当するか否かについて、奈良県警察本部及び警察署での検討状況が分かるもの」の開示を求めているのに対し、諮問実施機関は、当該文書を作成又は取得していないため不存在であると主張しているため、以下検討する。

施行令第26条の3の2第3項第5号は、道路交通法第71条第3項第3号に規定する幼児用補助装置の使用義務について、日常生活上の世話を行っている幼児を乗車させるときは当該義務が免除される旨定めた規定である。

諮問実施機関は、施行令等には「日常生活上の世話」に係る判断基準が明確に規定されており、改めて奈良県警察本部及び警察署において検討を加えることはなく、審査請求人の求める行政文書は存在しないと説明している。

もとより、施行令の解釈運用については、警察庁からの通達等により統一的に示されるべきものと考えられ、奈良県警察本部の各所属及び警察署において別途検討された事実がなかったとしても、必ずしも不自然とは言えない。

以上のことから、本件開示請求に係る文書を作成又は取得していないとする諮問実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、当該行政文書が存在すると推測させる特段の事情もない。

したがって、本件開示請求に対応する行政文書は存在しないとする諮問実施機関の説明は是認できると判断する。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、本件開示請求が、「奈良県警察本部長及び警察署での検討状況が分かるもの」と部署を指定したものであることから、各部署を主管課として、それぞれ別個に開示決定等をするべきであると主張している。

当審査会が、本件決定に係る行政文書不開示決定通知書を見分したところ、「4 担当する主管課の名称等」欄に「交通部 交通指導課」と記載されていた。

しかし、当該通知書の発信者名は、「奈良県警察本部長」と記載されており、実施機関は、奈良県警察本部及び奈良県下各警察署が保有する行政文書を対象として本件決定を行ったと認められる。

また、「交通部 交通指導課」との記載は、本件決定に係る事務を担当した部署を記したものであり、実施機関は、交通部交通指導課に係る行政文書のみを対象として本件決定を行ったわけではないと考えられる。

以上のことから、各部署を主管課として、それぞれ別個に開示決定等をするべきであるとの審査請求人の主張は当たらない。

4 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

(別 紙)

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
平成24年 5月31日	・ 諮問実施機関から諮問を受けた。
平成24年 7月12日	・ 諮問実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成27年11月18日 (第189回審査会)	・ 事案の審議を行った。 ・ 事案の併合を行った。
平成27年12月16日 (第190回審査会)	・ 諮問実施機関から不開示理由等を聴取した。 ・ 事案の審議を行った。
平成28年 1月13日 (第191回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成28年 2月23日 (第192回審査会)	・ 答申案のとりまとめを行った。
平成28年 4月15日	・ 諮問実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

本 件 答 申 に 関 与 し た 委 員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
い り め よ し お 以呂免義雄	弁護士	会長代理
く ぼ ひ ろ こ 久保 博子	奈良女子大学研究院生活環境科学系 教授 (住生活・住環境学)	
の だ た か し 野田 崇	関西学院大学法学部法律学科教授 (行政法)	
ほ そ み み え こ 細見三英子	元産経新聞社記者	
み な み が わ あ き ひ ろ 南川 諱弘	大阪学院大学法学部・大学院法学 研究科教授 (行政法)、弁護士	会 長